

不妊治療を受けられるカップルへ ～婚姻および事実婚の確認書類について～

2022年4月以降に当クリニックで治療を受けていただくために法的婚姻関係があるカップル・事実婚カップルそれぞれに提出いただく書類がございます。

当クリニックが定める各種 必要書類の提出がない場合は、治療計画を立てることができませんので予めご了承ください。

(各種書類は、発行日より3ヶ月以内のもの)

* 書類を提出後に入籍された場合や、パートナーが変更になった場合など戸籍上の変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

* 1年以上受診がない場合は、治療再開時に必要書類の再提出が必要です。

□ 法的婚姻関係にある（入籍済）場合の必要書類

	ご夫婦共 日本国籍	ご夫婦のいずれか 日本国籍	ご夫婦共 外国籍	提出最終期限
タイミング療法 人工授精 体外受精 胚移植法	戸籍謄本	・ 戸籍謄本 ・ 公的書類 *注①参照	・ 結婚証明書 ・ 公的書類 *注①参照	治療計画 作成日まで

□ 事実婚（未入籍）の場合の必要書類

	ご夫婦共 日本国籍	ご夫婦共外国籍 もしくは、 ご夫婦のいずれか外国籍	有効期限	提出最終期限
タイミング療法 人工授精 体外受精 胚移植法	・ 各々の独身証明書 又は戸籍抄本 *注②参照	・ 各々の自国の独身を証明する 公的書類（日本語表記のもの） *注②③参照 ・ 各々の公的書類 *注①③参照	発行日から 1年間	治療計画 作成日まで
	・ 事実婚カップル への同意書 *注④参照	・ 事実婚カップルへの同意書 *注④参照		

*注①：提出書類に記載されている氏名と保険証に記載されている氏名（通称名等）が異なる場合は、

両者の氏名が併せて記載されている公的書類（住民票）も共に提出ください。

その他の公的書類に関しましては当院へお問い合わせください。

*注②：本人とパートナー双方に、別の方との婚姻関係がないことを確認させていただきます。

*注③：事実婚（未入籍）の場合は、各々の書類発行日でどちらか古いほうの発行日から1年が経過した場合は、再度書類の提出が必要です。

*注④：事実婚の同意書は、署名の上治療計画日までにご提出ください。

住民票の住所が別々の場合（別世帯）は、同意書に別居の理由をご記入いただく必要があります。

2022年3月16日

HORACグランフロント大阪クリニック 院長 森本義晴